

西ノ島町公告 第33号

西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

平成30年10月18日

西ノ島町長 升谷



1. プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

デジタル防災無線整備に係る設計業務を行う。

(2) 対象となる業務名

西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務

(3) 業務の期間

契約の翌日から平成31年3月15日

2. 提案参加資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

3. 提案参加資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

(4) 公告の日現在において、西ノ島町の入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であると。

(5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(6) 当該工事に類似する工事の実績が十分にあること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若

しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- (8) 平成19年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注した通信設備に係る基本構想、整備計画などの基本設計及び詳細設計業務を元請として締結し、履行した実績があること。実績については、現在業務実施中のものを含むこととし、また、本社、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (9) 中国地方に本社、支店、または営業等を有すること。

3. 選考方法

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 事業者は、防災行政無線（同報系）デジタル化事業審査委員会（以下「委員会」という。）において選考し、委員会の評価に基づき町長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- (8) 委員会による審査経過については、公表しない。また、選考の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

4. 担当課

〒 6 8 4 - 0 2 1 1 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷5 3 4 番地
西ノ島町 総務課 危機管理係
電話（代表） 0 8 5 1 4 - 6 - 0 1 0 1
F A X 0 8 5 1 4 - 6 - 0 6 8 3
soumuka@town.nishinoshima.shimane.jp

5. 契約の締結

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。契約金額は、契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において、決定する。

尚、仕様の調整において、双方合意に至らなかった場合は、審査で順位付を行った上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

6. その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、「西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務 公募型プロポーザル募集要領」によるものとする。